

日本学生支援機構
奨学金

在学採用説明会

2024年【春】申込用

2024年3月 学生支援係

日本学生支援機構

を略して

JASSO

(ジャッソ)

申込にあたっての 確認事項

確認事項①

奨学金申込にあたっての誓約をする

2024年度 定期採用（春） JASSO奨学金申込

受付時間 平日（土曜日除く） 8：45～16：30

第1本科（昼）生（専科含む）は、授業開始前や昼休みに事前に書類を提出すること。
※第2本科（夜）生のみ18：20まで

提出期限

4月12日（金）

奨学金を申し込まない場合は、
期限までにその旨を奨学金担当へ
必ず連絡してください。

問1 .奨学金申込前の確認事項

奨学金申込にあたっての誓約

期限までに相談なく、提出が遅れた場合は希望した奨学金の推薦が受けられなくなることを理解し、申込を希望します。
奨学金は学生本人に給付・貸与がされるものであるため、連絡は学生本人にされることを理解しています。
電話・修成メールで連絡が来ることを理解し、連絡に応じなかった場合は推薦されないこと、採用後は奨学金の停止や取消となることを理解しています。

また、出席・成績によっては奨学金の停止・廃止処分になることを理解し、学業に取り組むことを誓います。

年 月 日 （学生署名）



全てにおいて**期限までに相談があれば**、
できる限りの対応をしますが、

期限を過ぎた後に相談があっても対応は
できません！

困ったことがあれば、
早めに相談するクセを付けてください。

確認事項②

何の目的・目標のために
奨学金を利用したいのか？

修成に入学した目的 将来の目標は何ですか？簡単に記入してください。 (例)〇〇〇の資格を取る ▲▲へ就職する

奨学金を受けるために学ぶのではなく、
学ぶために必要だから奨学金を受けるのですよね？
では、
あなたは何を目的・目標に修成へ入学したのですか？

確認事項③

懲戒処分を受けた場合

奨学金は**停止**または**廃止**となります。

停止となった月の奨学金は、事由解消後であっても遡って受けることはできません。
また、復活までに2ヶ月程度の時間を要します。

廃止となった場合は、奨学生としての身分を失います。

確認事項④

奨学金に係る受付時間

平日（土曜日除く）

8：40～16：30

第2本科（夜）生へ

書類等の提出は18：20までに行ってください。

17時以降、奨学金担当は不在ですので、夜間部担当職員へ預けてください。質問はメールを活用してください。

確認事項⑤

連絡方法

- ① 電話連絡
- ② 修成学生メール

学校の代表電話を登録してください

06-6474-1644

電話・メールに応じない場合
学校からの推薦を受けることは
できません。

また、採用後であっても奨学金の停止・取り消し
処分を受けることがありますので、情報を逃さない
ようにしてください。

確認事項⑥

奨学金の全体への周知方法

学生ポータルサイト

「奨学金・支援制度」の項目で周知します。
随時確認してください。

奨学金の 申込基本情報

生計維持者の考え方

問2. 生計維持者は誰ですか？

あなたの生計維持者は誰になりますか？
右のチャートを確認し、記入してください。

(A) チャートの【 】番にあたります。

①～④のいずれかを記入

(B) 生計維持者は【 】【 】です。

①父・母等を記入

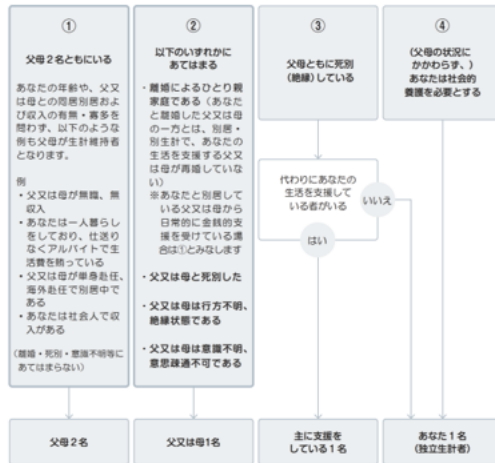
(C) (A) で②を選択した場合は、
チャートで理由を示す箇所に
大きく○を付与してください

チャートでは当てはまるものがない場合

『給付奨学金案内』12ページ
『貸与奨学金案内』13ページ
を確認し、以下に生計維持者とその理由を記入
してください。

生計維持者は【 】【 】です。

①父・母等を記入
その理由は以下の通りです。



父または母のいずれかのみを生計維持者にしている場合
JASSOから事実関係を確認できる証明書類の提出を後日求められる
場合があります。

(例) 父母が離婚一課税証明書(寡婦(夫)控除の適用が分かるもの)等
生計維持者を選んで申告して採用された場合、採用が取り消される場合があります。

《父母が離婚している場合の注意事項(例)》

●父母が離婚し、母と2人暮らしだったが、学校に通うために離婚した父と同居。
母から支援を受けているが、父からは食費や水道光熱費を負担してもらう。
この場合、生計維持者は父母の2名となる。

●父母が離婚し、母と2人暮らしで、離婚した父からは養育費は受けているが、
その他の学費や生活費等の支援は一切受けていない。
①父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況で
あれば、生計維持者を母1名とする。(養育費以外に支援を受けている場合は、
離婚していても生計維持者は父母2名となる)

原則父母です。

生計維持者を1人とした場合、
後日JASSOから証明書類の提出
を求められる場合があります。

生計維持者の考え方



12～13 ページ

詳しくは各奨学金案内やJASSOのホームページで確認し、正しく申告してください。

虚偽申告が判明した場合は、採用後であっても採用が取り消される場合があります。



13～14 ページ

生計維持者となる人の例

I 父母ともいる場合	生計維持者
1 父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなたが自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2 父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中	生計維持者
1 父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2 父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚	生計維持者
1 父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2 父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
IV 父母と死別又は意識不明	生計維持者
1 父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3 父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者にきみません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）	生計維持者
1 社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
2 あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している	あなた（1名）

- （注1） 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。（マイナンバー提出書の人物とスカラネットで入力した人物は必ず一致する必要があります。）
- （注2） 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。 ※マイナンバーでの情報取得等については9ページ及び27ページを参照してください。
- （注3） 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- （注4） 社会的養護を必要とする人（3ページ参照）は、そのことを証明する書類を提出してください。 ※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可能です（所定様式を希望する場合は、在学先に相談してください）。
- （注5） 生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

再貸与の考え方

過去にJASSO貸与奨学金を受けた人が、同じ学校区分で新たに同じ種類の奨学金を希望する場合、貸与に制限がかかります。

なお、本科（2年課程）と専科は別の区分となりますが、専科2級と専科1級は同じ区分に該当します。



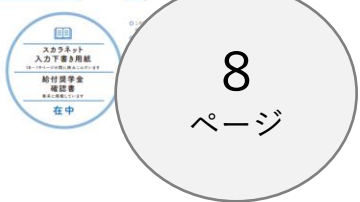
28

ページ

			同じ学校区分		
	本科		専科2級		専科1級
第一種	受けた	→	受けた	→	受けられるが 【再貸与】
第二種	受けた	→	受けた	→	受けられるが 【再貸与】

奨学金の 選考基準

学力基準【給付】



1年生

高等学校の評定平均値 **3.5**以上

2年生

1年次のGPAが **上位1/2**

専科

学力判定試験の結果が **上位1/2**

上記の基準に該当しない場合は、
「学修計画書」の提出を求め、審査を行う。

学力基準【第一種・併用貸与】

1年生 高等学校最終2ヶ年評定平均値**3.2**以上

2年生 1年次のGPAが**上位1/3**

専科 前籍学科と学力判定試験の総合が**上位1/3**



10
ページ

【特例】 上記の基準に該当しない場合

「**学修計画書**」の提出をせ求め、審査を行う。

ただし、この特例は生活保護受給世帯や貸与額算定基準額が0円となる者、社会的養護を必要とされる者に適用される。

学力基準【第二種のみ】



10
ページ

学修に意欲があり、
確実に学業を修了できる
見込みがある 等

家計基準



9~10
ページ

給付

審査対象：生計維持者+学生本人

貸与

審査対象：生計維持者



11~12
ページ

マイナンバーにより

2022年の収入に基づく

2023年度住民税情報によりJASSOが審査を行う。

奨学金種別 ごとの 注意事項

給付奨学金

給付奨学金とは

給付奨学金

1

原則 **返還義務のない**奨学金です。

給付奨学金の採用区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）に応じ、**授業料減免支援を併せて受ける**ことができる。（高等教育の修学支援新制度による）

適格認定



28～
29
ページ

給付奨学金

2

家計

年1回実施

毎年9月に実施し、10月以降の支援に適用される

2024年9月：2023年の収入による審査

→2024年10月～2025年9月に適用

⑨支援区分の変更、停止となる場合がある

学業

年2回（前期・後期）実施

出席率、修得単位、GPAが厳しく確認される

⑨「廃止」となったり、返還が必要になる場合がある

適格認定



28～
29
ページ

廃止

- ・ 修業年限で卒業ができないことが確定（留年）
- ・ 修得した単位数の合計が標準単位数の5割以下
- ・ **出席率が5割以下**
- ・ 連続して「警告」に該当

※修得単位数が1割以下、出席率が1割以下など学修が確認できない場合は、返還を要する

警告

- ・ 修得した単位数の合計が標準対数の6割以下
- ・ GPAが下位1/4
- ・ **出席率が8割以下**

給付奨学金

貸与奨学金とは

貸与奨学金

1

貸与終了後に 返還が必要な奨学金

適格認定

貸与奨学金

2

☑留年確定

→決定した時点で「廃止」

☑長期欠席

→休学手続きを取らずに1ヶ月以上
欠席となった場合「休止」

※出席が確認できた後も休止期間の奨学金は受け取れない

保証制度

貸与奨学金

3



- 機関保証制度
- 人的保証制度

貸与奨学金案内の記載内容をよく確認し、保証制度を選択すること

返還

貸与奨学金

1

返還目安を確認するには
JASSOホームページの

「返還シミュレーション」

を活用しよう！

奨学金を 申し込む方へ

申込 1

確認書

学部・課程・分野

↓

工業

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付 **提出用**

給付奨学金確認書

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援助成に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学費支給給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2024年度給付奨学金申込に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の規程並びに裏面に記載事項について同意の上、私の学籍又は在籍資格並びに生計維持者及び私の生計維持者の資力の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を出します。

私は、給付奨学金として取得された後、定款等に違背する行為があり、その責任により、成績不並等や品行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不並等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承諾しています。また、連絡性の責を負う経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見込まれる場合があること及び一定期間停止される場合があることも承諾しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の40を一旦で返金しなければならない場合があることも承諾しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与期間については、法令等の規定に基づき現在の月額から減額又は減額された額（償還あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から支給している給付奨学金については、法令等の規定に基づき、辞退することと同意します。貴機構が行う連絡性の責を負う給付奨学金の支給額が見込まれた場合においても、私が貴機構の第一種奨学金であるときは、当該第一種奨学金の貸与期間が、法令等の規定に基づき現在の月額から減額又は減額された額（償還あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方自治体情報等を利用することに同意します。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z	D	2	4	提出年月日(西暦) 年 月 日														
学 校 名	学部・課程・分野	学科・専攻	学籍(学生)番号																	
フリガナ	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	学籍番号(併記)	併記
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	学籍番号(併記)	併記
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別(任意)	男	女													
国籍又は在籍資格	a 日本国籍	b 法定特別永住者	c 永住者	d 定住者(永住の事実がある者に限る)	e 日本人の配偶者等	提出年月日(西暦) 年 月 日														
親当り(併記)	f 永住者の配偶者等	g 家族滞在	a～gの該当者は在籍期間(在籍期間の満了日)を記入(年 月)																	

※「申込者本人」欄は、申込者本人(あなた)が記入してください。

氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄
申込者	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	生年月日	昭和・平成	年	月	日	本人との続柄

本人と生計維持者の関係の種類
2,000円未満(生計維持者が1人の場合は1,200円未満)

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人(あなた)のいずれかが記入してください。
※呼び捨てで、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者等のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

この記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返済業務を含む)及び在籍する学校での奨学金貸与業務の遂行のために利用されます。この利用目的の正当な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び関係機関等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人から奨学金の貸与支給の防止のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人用としてコピーを取り返還用の書類を提出するまで大切に保管してください。

学校番号

提出用

〔貸与奨学金〕確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

〔大学・短期大学・専修学校専門課程〕

(西暦) 年 月 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を受けるにあたり、インターネットによる奨学金の申込の受付及び奨学金貸与の取扱い並びに取扱いの貸与の条件、個人情報情報の取扱いに関する同意書兼承諾書並びに裏面に記載事項について、確認し、同意の上、返還することと誓約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。また、第一種奨学金と併せて給付奨学金もしくは大学等における修学の支援助成に関する法律第8条第一項の規定による授業料減免を受けているときは、関係法令等の規定に基づき当該第一種奨学金の貸与額が増額又は減額（増減あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。さらに機構に提出した個人情報については、裏面に記載の範囲で機構が利用することに同意します。機関認定を受ける場合は、保証機関（公益財団法人日本高等学校教育協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

学 校 名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	学籍(学生)番号																	
学 校 の種類	大学(学部)・短期大学	専修学校専門課程	学籍番号(併記)																	
フリガナ	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	学籍番号(併記)	併記
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	学籍番号(併記)	併記
生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別(任意)	男	女													
国籍又は在籍資格	a 日本国籍	b 法定特別永住者	c 永住者	d 定住者(永住の事実がある者に限る)	e 日本人の配偶者等	提出年月日(西暦) 年 月 日														
親当り(併記)	f 永住者の配偶者等	g 家族滞在	a～gの該当者は在籍期間(在籍期間の満了日)を記入(年 月)																	

※「申込者本人(あなた)」欄は、申込者本人(あなた)が記入してください。

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人(あなた)のいずれかが記入してください。
※呼び捨てで、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者等のある書式に記入が必要です。書式については学校へお問い合わせください。

【個人情報保護法第17条第2項、第20条第1項第2号、第21条第1項第2号、第22条第1項第2号、第23条第1項第2号、第24条第1項第2号、第25条第1項第2号、第26条第1項第2号、第27条第1項第2号、第28条第1項第2号、第29条第1項第2号、第30条第1項第2号、第31条第1項第2号、第32条第1項第2号、第33条第1項第2号、第34条第1項第2号、第35条第1項第2号、第36条第1項第2号、第37条第1項第2号、第38条第1項第2号、第39条第1項第2号、第40条第1項第2号、第41条第1項第2号、第42条第1項第2号、第43条第1項第2号、第44条第1項第2号、第45条第1項第2号、第46条第1項第2号、第47条第1項第2号、第48条第1項第2号、第49条第1項第2号、第50条第1項第2号、第51条第1項第2号、第52条第1項第2号、第53条第1項第2号、第54条第1項第2号、第55条第1項第2号、第56条第1項第2号、第57条第1項第2号、第58条第1項第2号、第59条第1項第2号、第60条第1項第2号、第61条第1項第2号、第62条第1項第2号、第63条第1項第2号、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号、第66条第1項第2号、第67条第1項第2号、第68条第1項第2号、第69条第1項第2号、第70条第1項第2号、第71条第1項第2号、第72条第1項第2号、第73条第1項第2号、第74条第1項第2号、第75条第1項第2号、第76条第1項第2号、第77条第1項第2号、第78条第1項第2号、第79条第1項第2号、第80条第1項第2号、第81条第1項第2号、第82条第1項第2号、第83条第1項第2号、第84条第1項第2号、第85条第1項第2号、第86条第1項第2号、第87条第1項第2号、第88条第1項第2号、第89条第1項第2号、第90条第1項第2号、第91条第1項第2号、第92条第1項第2号、第93条第1項第2号、第94条第1項第2号、第95条第1項第2号、第96条第1項第2号、第97条第1項第2号、第98条第1項第2号、第99条第1項第2号、第100条第1項第2号、第101条第1項第2号、第102条第1項第2号、第103条第1項第2号、第104条第1項第2号、第105条第1項第2号、第106条第1項第2号、第107条第1項第2号、第108条第1項第2号、第109条第1項第2号、第110条第1項第2号、第111条第1項第2号、第112条第1項第2号、第113条第1項第2号、第114条第1項第2号、第115条第1項第2号、第116条第1項第2号、第117条第1項第2号、第118条第1項第2号、第119条第1項第2号、第120条第1項第2号、第121条第1項第2号、第122条第1項第2号、第123条第1項第2号、第124条第1項第2号、第125条第1項第2号、第126条第1項第2号、第127条第1項第2号、第128条第1項第2号、第129条第1項第2号、第130条第1項第2号、第131条第1項第2号、第132条第1項第2号、第133条第1項第2号、第134条第1項第2号、第135条第1項第2号、第136条第1項第2号、第137条第1項第2号、第138条第1項第2号、第139条第1項第2号、第140条第1項第2号、第141条第1項第2号、第142条第1項第2号、第143条第1項第2号、第144条第1項第2号、第145条第1項第2号、第146条第1項第2号、第147条第1項第2号、第148条第1項第2号、第149条第1項第2号、第150条第1項第2号、第151条第1項第2号、第152条第1項第2号、第153条第1項第2号、第154条第1項第2号、第155条第1項第2号、第156条第1項第2号、第157条第1項第2号、第158条第1項第2号、第159条第1項第2号、第160条第1項第2号、第161条第1項第2号、第162条第1項第2号、第163条第1項第2号、第164条第1項第2号、第165条第1項第2号、第166条第1項第2号、第167条第1項第2号、第168条第1項第2号、第169条第1項第2号、第170条第1項第2号、第171条第1項第2号、第172条第1項第2号、第173条第1項第2号、第174条第1項第2号、第175条第1項第2号、第176条第1項第2号、第177条第1項第2号、第178条第1項第2号、第179条第1項第2号、第180条第1項第2号、第181条第1項第2号、第182条第1項第2号、第183条第1項第2号、第184条第1項第2号、第185条第1項第2号、第186条第1項第2号、第187条第1項第2号、第188条第1項第2号、第189条第1項第2号、第190条第1項第2号、第191条第1項第2号、第192条第1項第2号、第193条第1項第2号、第194条第1項第2号、第195条第1項第2号、第196条第1項第2号、第197条第1項第2号、第198条第1項第2号、第199条第1項第2号、第200条第1項第2号、第201条第1項第2号、第202条第1項第2号、第203条第1項第2号、第204条第1項第2号、第205条第1項第2号、第206条第1項第2号、第207条第1項第2号、第208条第1項第2号、第209条第1項第2号、第210条第1項第2号、第211条第1項第2号、第212条第1項第2号、第213条第1項第2号、第214条第1項第2号、第215条第1項第2号、第216条第1項第2号、第217条第1項第2号、第218条第1項第2号、第219条第1項第2号、第220条第1項第2号、第221条第1項第2号、第222条第1項第2号、第223条第1項第2号、第224条第1項第2号、第225条第1項第2号、第226条第1項第2号、第227条第1項第2号、第228条第1項第2号、第229条第1項第2号、第230条第1項第2号、第231条第1項第2号、第232条第1項第2号、第233条第1項第2号、第234条第1項第2号、第235条第1項第2号、第236条第1項第2号、第237条第1項第2号、第238条第1項第2号、第239条第1項第2号、第240条第1項第2号、第241条第1項第2号、第242条第1項第2号、第243条第1項第2号、第244条第1項第2号、第245条第1項第2号、第246条第1項第2号、第247条第1項第2号、第248条第1項第2号、第249条第1項第2号、第250条第1項第2号、第251条第1項第2号、第252条第1項第2号、第253条第1項第2号、第254条第1項第2号、第255条第1項第2号、第256条第1項第2号、第257条第1項第2号、第258条第1項第2号、第259条第1項第2号、第260条第1項第2号、第261条第1項第2号、第262条第1項第2号、第263条第1項第2号、第264条第1項第2号、第265条第1項第2号、第266条第1項第2号、第267条第1項第2号、第268条第1項第2号、第269条第1項第2号、第270条第1項第2号、第271条第1項第2号、第272条第1項第2号、第273条第1項第2号、第274条第1項第2号、第275条第1項第2号、第276条第1項第2号、第277条第1項第2号、第278条第1項第2号、第279条第1項第2号、第280条第1項第2号、第281条第1項第2号、第282条第1項第2号、第283条第1項第2号、第284条第1項第2号、第285条第1項第2号、第286条第1項第2号、第287条第1項第2号、第288条第1項第2号、第289条第1項第2号、第290条第1項第2号、第291条第1項第2号、第292条第1項第2号、第293条第1項第2号、第294条第1項第2号、第295条第1項第2号、第296条第1項第2号、第297条第1項第2号、第298条第1項第2号、第299条第1項第2号、第300条第1項第2号、第301条第1項第2号、第302条第1項第2号、第303条第1項第2号、第304条第1項第2号、第305条第1項第2号、第306条第1項第2号、第307条第1項第2号、第308条第1項第2号、第309条第1項第2号、第310条第1項第2号、第311条第1項第2号、第312条第1項第2号、第313条第1項第2号、第314条第1項第2号、第315条第1項第2号、第316条第1項第2号、第317条第1項第2号、第318条第1項第2号、第319条第1項第2号、第320条第1項第2号、第321条第1項第2号、第322条第1項第2号、第323条第1項第2号、第324条第1項第2号、第325条第1項第2号、第326条第1項第2号、第327条第1項第2号、第328条第1項第2号、第329条第1項第2号、第330条第1項第2号、第331条第1項第2号、第332条第1項第2号、第333条第1項第2号、第334条第1項第2号、第335条第1項第2号、第336条第1項第2号、第337条第1項第2号、第338条第1項第2号、第339条第1項第2号、第340条第1項第2号、第341条第1項第2号、第342条第1項第2号、第343条第1項第2号、第344条第1項第2号、第345条第1項第2号、第346条第1項第2号、第347条第1項第2号、第348条第1項第2号、第349条第1項第2号、第350条第1項第2号、第351条第1項第2号、第352条第1項第2号、第353条第1項第2号、第354条第1項第2号、第355条第1項第2号、第356条第1項第2号、第357条第1項第2号、第358条第1項第2号、第359条第1項第2号、第360条第1項第2号、第361条第1項第2号、第362条第1項第2号、第363条第1項第2号、第364条第1項第2号、第365条第1項第2号、第366条第1項第2号、第367条第1項第2号、第368条第1項第2号、第369条第1項第2号、第370条第1項第2号、第371条第1項第2号、第372条第1項第2号、第373条第1項第2号、第374条第1項第2号、第375条第1項第2号、第376条第1項第2号、第377条第1項第2号、第378条第1項第2号、第379条第1項第2号、第380条第1項第2号、第381条第1項第2号、第382条第1項第2号、第383条第1項第2号、第384条第1項第2号、第385条第1項第2号、第386条第1項第2号、第387条第1項第2号、第388条第1項第2号、第389条第1項第2号、第390条第1項第2号、第391条第1項第2号、第392条第1項第2号、第393条第1項第2号、第394条第1項第2号、第395条第1項第2号、第396条第1項第2号、第397条第1項第2号、第398条第1項第2号、第399条第1項第2号、第400条第1項第2号、第401条第1項第2号、第402条第1項第2号、第403条第1項第2号、第404条第1項第2号、第405条第1項第2号、第406条第1項第2号、第407条第1項第2号、第408条第1項第2号、第409条第1項第2号、第410条第1項第2号、第411条第1項第2号、第412条第1項第2号、第413条第1項第2号、第414条第1項第2号、第415条第1項第2号、第416条第1項第2号、第417条第1項第2号、第418条第1項第2号、第419条第1項第2号、第420条第1項第2号、第421条第1項第2号、第422条第1項第2号、第423条第1項第2号、第424条第1項第2号、第425条第1項第2号、第426条第1項第2号、第427条第1項第2号、第428条第1項第2号、第429条第1項第2号、第430条第1項第2号、第431条第1項第2号、第432条第1項第2号、第433条第1項第2号、第434条第1項第2号、第435条第1項第2号、第436条第1項第2号、第437条第1項第2号、第438条第1項第2号、第439条第1項第2号、第440条第1項第2号、第441条第1項第2号、第442条第1項第2号、第443条第1項第2号、第444条第1項第2号、第445条第1項第2号、第446条第1項第2号、第447条第1項第2号、第448条第1項第2号、第449条第1項第2号、第450条第1項第2号、第451条第1項第2号、第452条第1項第2号、第453条第1項第2号、第454条第1項第2号、第455条第1項第2号、第456条第1項第2号、第457条第1項第2号、第458条第1項第2号、第459条第1項第2号、第460条第1項第2号、第461条第1項第2号、第462条第1項第2号、第463条第1項第2号、第464条第1項第2号、第465条第1項第2号、第466条第1項第2号、第467条第1項第2号、第468条第1項第2号、第469条第1項第2号、第470条第1項第2号、第471条第1項第2号、第472条第1項第2号、第473条第1項第2号、第474条第1項第2号、第475条第1項第2号、第476条第1項第2号、第477条第1項第2号、第478条第1項第2号、第479条第1項第2号、第480条第1項第2号、第481条第1項第2号、第482条第1項第2号、第483条第1項第2号、第484条第1項第2号、第485条第1項第2号、第486条第1項第2号、第487条第1項第2号、第488条第1項第2号、第489条第1項第2号、第490条第1項第2号、第491条第1項第2号、第492条第1項第2号、第493条第1項第2号、第494条第1項第2号、第495条第1項第2号、第496条第1項第2号、第497条第1項第2号、第498条第1項第2号、第499条第1項第2号、第500条第1項第2号、第501条第1項第2号、第502条第1項第2号、第503条第1項第2号、第504条第1項第2号、第505条第1項第2号、第506条第1項第2号、第507条第1項第2号、第508条第1項第2号、第509条第1項第2号、第510条第1項第2号、第511条第1項第2号、第512条第1項第2号、第513条第1項第2号、第514条第1項第2号、第515条第1項第2号、第516条第1項第2号、第517条第1項第2号、第518条第1項第2号、第519条第1項第2号、第520条第1項第2号、第521条第1項第2号、第522条第1項第2号、第523条第1項第2号、第524条第1項第2号、第525条第1項第2号、第526条第1項第2号、第527条第1項第2号、第528条第1項第2号、第529条第1項第2号、第530条第1項第2号、第531条第1項第2号、第532条第1項第2号、第533条第1項第2号、第534条第1項第2号、第535条第1項第2号、第536条第1項第2号、第537条第1項第2号、第538条第1項第2号、第539条第1項第2号、第540条第1項第2号、第541条第1項第2号、第542条第1項第2号、第543条第1項第2号、第544条第1項第2号、第545条第1項第2号、第546条第1項第2号、第547条第1項第2号、第548条第1項第2号、第549条第1項第2号、第550条第1項第2号、第551条第1項第2号、第552条第1項第2号、第553条第1項第2号、第554条第1項第2号、第555条第1項第2号、第556条第1項第2号、第557条第1項第2号、第558条第1項第2号、第559条第1項第2号、第560条第1項第2号、第561条第1項第2号、第562条第1項第2号、第563条第1項第2号、第564条第1項第2号、第565条第1項第2号、第566条第1項第2号、第567条第1項第2号、第568条第1項第2号、第569条第1項第2号、第570条第1項第2号、第571条第1項第2号、第572条第1項第2号、第573条第1項第2号、第574条第1項第2号、第575条第1項第2号、第576条第1項第2号、第577条第1項第2号、第578条第1項第2号、第579条第1項第2号、第580条第1項第2号、第581条第1項第2号、第582条第1項第2号、第583条第1項第2号、第584条第1項第2号、第585条第1項第2号、第586条第1項第2号、第587条第1項第2号、第588条第1項第2号、第589条第1項第2号、第590条第1項第2号、第591条第1項第2号、第592条第1項第2号、第593条第1項第2号、第594条第1項第2号、第595条第1項第2号、第596条第1項第2号、第597条第1項第2号、第598条第1項第2号、第599条第1項第2号、第600条第1項第2号、第601条第1項第2号、第602条第1項第2号、第603条第1項第2号、第604条第1項第2号、第605条第1項第2号、第606条第1項第2号、第607条第1項第2号、第608条第1項第2号、第609条第1項第2号、第610条第1項第2号、第611条第1項第2号、第612条第1項第2号、第613条第1項第2号、第614条第1項第2号、第615条第1項第2号、第616条第1項第2号、第617条第1項第2号、第618条第1項第2号、第619条第1項第2号、第620条第1項第2号、第621条第1項第2号、第622条第1項第2号、第623条第1項第2号、第624条第1項第2号、第625条第1項第2号、第626条第1項第2号、第627条第1項第2号、第628条第1項第2号、第629条第1項第2号、第630条第1項第2号、第631条第1項第2号、第632条第1項第2号、第633条第1項第2号、第634条第1項第2号、第635条第1項第2号、第636条第1項第2号、第637条第1項第2号、第638条第1項第2号、第639条第1項第2号、第640条第1項第2号、第641条第1項第2号、第642条第1項第2号、第643条第1項第2号、第644条第1項第2号、第645条第1項第2号、第646条第1項第2号、第647条第1項第2号、第648条第1項第2号、第649条第1項第2号、第650条第1項第2号、第651条第1項第2号、第652条第1項第2号、第653条第1項第2号、第654条第1項第2号、第655条第1項第2号、第656条第1項第2号、第657条第1項第2号、第658条第1項第2号、第659条第1項第2号、第660条第1項第2号、第661条第1項第2号、第662条第1項第2号、第663条第1項第2号、第664条第1項第2号、第665条第1項第2号、第666条第1項第2号、第667条第1項第2号、第668条第1項第2号、第669条第1項第2号、第670条第1項第2号、第671条第1項第2号、第672条第1項第2号、第673条第1項第2号、第674条第1項第2号、第675条第1項第2号、第676条第1項第2号、第677条第1項第2号、第678条第1項第2号、第679条第1項第2号、第680条第1項第2号、第681条第1項第2号、第682条第1項第2号、第683条第1項第2号、第684条第1項第2号、第685条第1項第2号、第686条第1項第2号、第687条第1項第2号、第688条第1項第2号、第689条第1項第2号、第690条第1項第2号、第691条第1項第2号、第692条第1項第2号、第693条第1項第2号、第694条第1項第2号、第695条第1項第2号、第696条第1項第2号、第697条第1項第2号、第698条第1項第2号、第699条第1項第2号、第700条第1項第2号、第701条第1項第2号、第702条第1項第2号、第703条第1項第2号、第704条第1項第2号、第705条第1項第2号、第706条第1項第2号、第707条第1項第2号、第708条第1項第2号、第709条第1項第2号、第710条第1項第2号、第711条第1項第2号、第712条第1項第2号、第713条第1項第2号、第714条第1項第2号、第715条第1項第2号、第716条第1項第2号、第717条第1項第2号、第718条第1項第2号、第719条第1項第2号、第720条第1項第2号、第721条第1項第2号、第722条第1項第2号、第723条第1項第2号、第724条第1項第2号、第725条第1項第2号、第726条第1項第2号、第727条第1項第2号、第728条第1項第2号、第729条第1項第2号、第730条第1項第2号、第731条第1項第2号、第732条第1項第2号、第733条第1項第2号、第734条第1項第2号、第735条第1項第2号、第736条第1項第2号、第737条第1項第2号、第738条第1項第2号、第739条第1項第2号、第740条第1項第2号、第741条第1項第2号、第742条第1項第2号、第743条第1項第2号、第744条第1項第2号、第745条第1項第2号、第746条第1項第2号、第747条第1項第2号、第748条第1項第2号、第749条第1項第2号、第750条第1項第2号、第751条第1項第2号、第752条第1項第2号、第753条第1項第2号、第754条第1項第2号、第755条第1項第2号、第756条第1項第2号、第757条第1項第2号、第758条第1項第2号、第759条第1項第2号、第760条第1項第2号、第761条第1項第2号、第762条第1項第2号、第763条第1項第2号、第764条第1項第2号、第765条第1項第2号、第766条第1項第2号、第767条第1項第2号、第768条第1項第2号、第769条第1項第2号、第770条第1項第2号、第771条第1項第2号、第772条第1項第2号、第773条第1項第2号、第774条第1項第2号、第775条第1項第2号、第776条第1項第2号、第777条第1項第2号、第

申込 2

スカラネット下書き用紙

※下書き用紙に表示している内容は2024年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2024年度 スカラネット入力下書き用紙
【給付奨学金（貸与同時申込み）用】

独立行政法人 日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

給付奨学金と貸与奨学金の両方、又は給付奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。この下書き用紙には給付奨学金及び貸与奨学金それぞれに関する設問があり、希望する奨学金の種類によって回答の必要な設問が異なります。給付奨学金のみを申し込む人は、青色背景の設問のみに答えてください。給付奨学金と貸与奨学金の両方を申し込む人は、青色背景と灰色背景の両方の設問に答えてください。

スカラネットURL: <https://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間: 8:00~25:00 (最終締切日は8:00~24:00)
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力を開始してください。
入力所要時間の目安は30分~1時間です。

氏名	学籍番号	学部・学科・分野
受付番号		

入力の前に必ずお読みください。学校の担当者にも必ずお読みいただきましょう。

入力が完了したら「印刷して送付先へ送付」をクリックしてください。

【スカラネット入力の前に、手元を用意する書類】

- 学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- マイナンバー提出書
- 奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子10ページに貼り付けてください。)

【スカラネット入力内容記入欄】

識別番号入力
あなたの識別番号（学校から受け取ったユーザIDとパスワード）を入力してください。
(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID: [] パスワード: []

奨学金の種類（学校）・申込の選択
あなたどの課程で奨学金を受けたいですか。

大学の場合の表示例
11. 奨学金の種類 (11.1は全学、11.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
12. 申込内容 (12.1は全学、12.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
13. 申込内容 (13.1は全学、13.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金

高等専門学校の場合の表示例
11. 奨学金の種類 (11.1は全学、11.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
12. 申込内容 (12.1は全学、12.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
13. 申込内容 (13.1は全学、13.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金

大学（通信課程）の場合の表示例
11. 奨学金の種類 (11.1は全学、11.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
12. 申込内容 (12.1は全学、12.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
13. 申込内容 (13.1は全学、13.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金

給付奨学金新報 申込手順書 スカラネット入力下書き用紙 採用後の手続き

全て記入が 必要

※下書き用紙に表示している内容は2024年1月現在のものであり、実際の表示とは異なる場合があります※

2024年度 スカラネット入力下書き用紙
【貸与奨学金のみ申込み用】（大学・短期大学・専修学校専門課程）

独立行政法人 日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

貸与奨学金のみを申し込む際の「スカラネット入力下書き用紙」です。在学している学校が「短大等（給付奨学金対象校）」であり、給付奨学金と貸与奨学金の両方を申し込み込む場合は、給付奨学金案内に読み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」を使用してください。
なお、緊急採用・応急採用に申し込む場合は、こちらの用紙を使用してください。

スカラネットURL: <https://www.sas.jasso.go.jp/>
受付時間: 8:00~25:00 (最終締切日は8:00~24:00)
※受付時間を過ぎると画面が強制終了します。余裕をもって入力を開始してください。
入力所要時間の目安は30分~1時間です。

氏名	学籍番号	学部・学科・分野
受付番号		

入力の前に必ずお読みください。学校の担当者にも必ずお読みいただきましょう。

入力が完了したら「印刷して送付先へ送付」をクリックしてください。

【スカラネット入力の前に、手元を用意する書類】

- 学校から受け取った識別番号（ユーザIDとパスワード）
- マイナンバー提出書
- 奨学金振込口座（本人名義）の通帳などのコピー（本冊子14ページに貼り付けてください。)

【スカラネット入力内容記入欄】

インターネットで申し込む際は、「奨学金案内」37ページ「(3) 文字入力」を参照して文字を入力してください。

識別番号入力
あなたの識別番号（学校から受け取ったユーザIDとパスワード）を入力してください。
(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID: [] パスワード: []

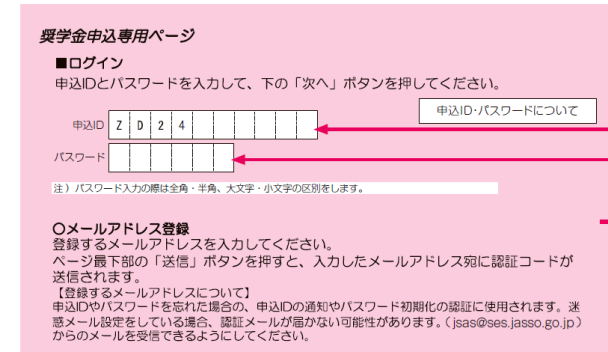
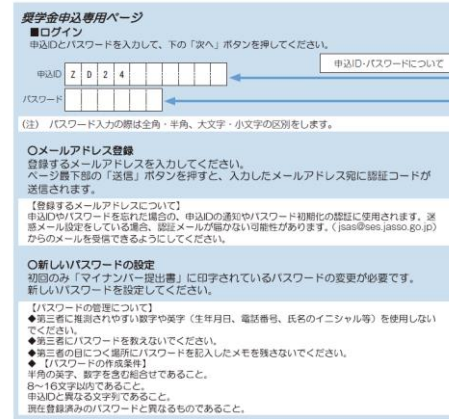
奨学金の種類（学校）・申込の選択
あなたどの課程で奨学金を受けたいですか。

課程：大学の場合の表示例
11. 奨学金の種類 (11.1は全学、11.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
12. 申込内容 (12.1は全学、12.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金
13. 申込内容 (13.1は全学、13.2は学部・専攻) 給付奨学金、貸与奨学金

貸与奨学金新報 スカラネット入力下書き用紙 貸与後の手続き

スカラネット下書き用紙

2 ページ 申込IDとパスワード



2024年度 ※大学院に在籍している申込者は本セットを使用しないでください。

「マイナンバー提出書」のセット
(内容)・「マイナンバー提出書」
・【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法
・提出用封筒(緑色・長3サイズ)

大学(学部)・短期大学・専修学校・高等専門学校の方は、スカラネット(インターネット)で奨学金を申し込んだ後、「マイナンバー提出書」によりマイナンバーを提出(郵送)してください。
過去に奨学金の申込み等においてマイナンバーを提出したことがある場合も、再度奨学金を申し込む場合は全員提出する必要があります。

① スカラネット(インターネット)入力
● この中の「マイナンバー提出書」に印字されている「申込ID」と「初期パスワード」を使って、スカラネットから、奨学金を申し込んでください。
● 学校から交付される「識別番号(ユーザID・パスワード)」の入力も必要です。

② マイナンバーの提出(郵送)
● 奨学金申込者本人(学生・生徒)と生計維持者のマイナンバーを提出してください。
● 同封されている提出用封筒(緑色・長3サイズ)を使用して、郵便局の窓口から、**最速書留**により郵送してください。

マイナンバーの スカラネットで奨学金を申し込んだ後
提出期限 **<< 1週間以内 >>**

※大学院に在籍している申込者は、この「マイナンバー提出書」のセットは使用しないでください。
奨学生に採用された後、在籍する大学院を通じて個別に「マイナンバー提出書」を配付します。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO
Japan Student Services Organization
https://www.jasso.go.jp/

← この黄緑色の封筒の中に入っている
「**マイナンバー提出書**」に

申込IDとパスワードが印字されています

受付時間 平日（土曜日除く） 8：45～16：30

第1本科（昼）生（専科含む）は、授業開始前や昼休みに事前に書類を提出すること。
※第2本科（夜）生のみ18：20まで

奨学金を申し込まない場合は、
期限までにその旨を奨学金担当へ
必ず連絡してください。

問1 奨学金申込前の確認事項

奨学金申込にあたっての誓約

期限までに相談なく、提出が遅れた場合は希望した奨学金の推薦が受けられなくなることを理解しています。
奨学金は学生本人に給付・貸与がされるものであるため、連絡は学生本人にされることを理解しています。
電話・修成メールで連絡が来ることを理解し、連絡に応じなかった場合は推薦できない場合があること、採用後は奨学金の
停止や取消となることを理解しています。
また、出席・成績によっては奨学金の停止・廃止処分になることを理解し、学業に取り組むことを誓います。
年 月 日 （学生署名）

修成に入学した目的、将来の目標は何ですか？簡単に記入してください。（例）〇〇の資格を取る ▲▲へ就職する

問2 生計維持者は誰ですか？

あなたの生計維持者は誰になりますか？
右のチャートを確認し、記入してください。

(A)
チャートの【 】番にあたります。

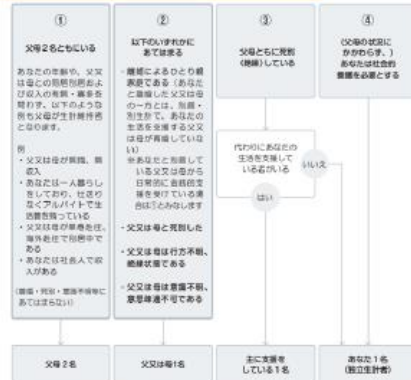
(B)
生計維持者は【 】【 】です。
一父・母等を入力

(C)
(A)で②を選択した場合は、
チャートで理由を示す箇所に
大きく〇を付与してください

チャートでは当てはまるものがない場合

『給付奨学金案内』12ページ
『貸与奨学金案内』13ページ
を確認し、以下に生計維持者とその理由を記入
してください。

生計維持者は【 】【 】です。
一父・母等を入力
その理由は以下の通りです。



あなたは母のいずれかのみを生計維持者としている場合
JASSOから事実関係を確認できる証明書類の提出を後日求められる
場合があります。

(例) 父母が離婚→離婚証明書（離婚（夫）控除の適用が分かるもの）等
生計維持者をもって申告して採用された場合、採用が取り消される場合があります。
【父母が離婚している場合の注意事項（例）】
父母が離婚し、母と2人暮らしで、離婚した父からは養育費は受けているが、
その他の学費や生活費等の支援は一切受けていない。
一父から養育費以外に一切の支援を受けておらず同一生計と認められない状況で
あれば、生計維持者を母とする。
養育費以外に支援を受けている場合は、
離婚していても生計維持者は父母2名となる。

※学生自身が結婚している場合は相談してください

←この案内
右上に記載されている
期限までに

①問1～問3を回答し
②問3に記載されている
書類を提出

学科・クラス	学科 年 組									
学籍番号										
フリガナ										
氏名										

以下の項目全てを完了しなければ、奨学金申込受付とはなりません。

申込書類提出後の手続き

《問3の書類を不備なく提出した方にのみ案内します》

スカラネット (WEB) 入力 月 日 () 締切

裏面を参考に入力を完了させること

識別番号ラベル貼付欄
(申込書類を学校へ不備なく提出した者に対してのみ貼付する)

マイナンバー書類を郵送 月 日 () 必着

【学校ではなくJASSOへ!】

学生本人・生計維持者の自署なうぶに
全員のマイナンバー書類が必要!

「マイナンバー (個人番号) の提出方法」をよく読み、提出を。

- マイナンバー書類に関する質問は学校ではなく、マイナンバー提出専用コールセンターへ問い合わせてください。
- 不備があった場合
家計審査ができません。採用されても初回振込月が大幅に遅れます。
また、不備が解消されない場合は、不採用となります。
不備の連絡はJASSOから直接電話または郵送されるので、速やかに対応すること。



授業料等減免の対象者の
認定に関する申請書の提出 月 日 () 締切

- 右上の日付欄へ 記入日を記入
- 過去に本制度の支援を受けた学校名・期間 → 受けていなければ記入不要
給付奨学会が採用された場合、授業料減免支援を併せて受けることができます。
(高等教育の修学支援前制度による)
授業料減免支援を受けるためには本申請書の提出が必要です。

結果等は修成メールアドレスへ送信します。随時確認し、情報を逃さないでください。

- <6月採用> 結果 (速報版) は5月下旬頃を予定
マイナンバー書類最終4/30 (火) 必着 → 初回振込6/11 (火) → 採用説明会6月下旬
- <7月採用> 結果 (速報版) は6月下旬頃を予定
マイナンバー書類最終5/31 (金) 必着 → 初回振込7/11 (木) → 採用説明会7月下旬

問い合わせ先 平日8:45~16:30
〒555-0032 大阪市西淀川区大和田5-19-30
TEL: 06-6474-1644 Mail: shomu@syusai.ac.jp (学籍番号・氏名必須)
担当: 学生支援係 田所・高永

← このページは
申込書類を不備なく提出
された方に案内します。

下方に採用までのスケジュールを
記載しています。

在学猶予の手続き

※過去のJASSO貸与奨学金を受け、
返還が残っている方

スカラネット・
パーソナルから
4/15（月）までに
手続きを行ってください。

※学生ポータルでのJASSO奨学金でも
案内しています